

平成25年度 第1回小松市入札監視委員会の審議の概要

開催日及び場所	平成25年8月1日(木) 小松市庁舎 低層棟4階 第3委員会室		
委員 (委員数4名) (出席者4名)	委員長 潮津 勇 委員 石田京子 委員 高見健次郎 委員 宮島昌克		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 平成25年度入札・契約制度の改正について (2) 審議事項 審議対象案件の審議 (3) その他 審議の結果について 3 閉会		
審議対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日		
抽出案件	6件		
工事	条件付き一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荒屋処理分区污水管渠新設工事(24工区)</li> <li>・九龍橋川排水区雨水幹線管渠新設工事(7工区)及び市道御宮日の出町線道路改良工事(9工区)</li> <li>・(仮称)科学交流館展示工事(第二期)</li> <li>・(仮称)科学交流館展示工事(第三期)</li> <li>・小松中央ポンプ場雨水貯留施設新設工事(機械設備)</li> </ul>
	指名競争入札	—	
	随意契約	1件	・八幡地区学習等供用施設空調復旧及び改修工事(建築)
委託	条件付き一般競争入札	—	
	指名競争入札	—	
	随意契約	—	
委員からの意見・質問 それに対する回答	意見・質問		回答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	① 入札者が1者の場合の取扱いについて、引き続き審議を行うので、市の考え方の整理を求める。		

委員からの意見・質問，回答等詳細は次のとおり。

委 員	小松市事務局
<p><b>2. 議題</b></p> <p><b>(1) 平成25年度入札・契約制度の改正について</b></p> <p>○指名基準取扱要綱第11条別表第3(設備工事関係)の備考にアが同一小学校下，イが同一町内と明記してあるが，この分け方には意味があるのか。</p> <p>○働きかけへの対応要領の公表について，相手方，「働きかけた人が内容を撤回した場合には報告を要しない」とあるが，例えば電話で撤回の旨，意思表示をすれば働きかけにはならないということか。</p> <p>○言うだけ言って撤回というところが気になる。</p> <p><b>2 (2) 審議事項</b></p> <p><b>審議対象案件の審議</b></p> <p><b>一般競争入札</b></p> <p><b>①荒屋処理分区污水管渠新設工事(24工区)</b></p> <p>○地域活動のボランティアの点数の付け方で，過去2年間に2回以上の継続的なボランティア活動とあるが，継続的に，というのはどのように判定するのか。</p>	<p>平成25年6月3日に開催した入札・契約制度説明会の資料により入札制度の改正について説明</p> <p>●基本的には300万以上800万未満はCランク，300万未満はDランクの工事となるが，Cランクの工事であれば，同一小学校校下まで，Dランクの工事であれば，同一町内までのエリアについて，Aランク業者でも地域の密着性を配慮している。</p> <p>●まだ公表して間もないが「それは申し上げられません。」などの回答で理解していただいております，当面働きかけとしない。</p> <p>●知らないで言って来る人もいるため，その都度報告はしない。繰り返しあれば対応する。</p> <p>案件について説明</p> <p>●継続的，というのは2年間のうち2回あれば良いということである。例えば，1年間で2回行い，次の年は無いということでも良く，特に規定はない。</p>

**②九竜橋川排水区雨水幹線管渠新設工事  
(7工区)及び市道御宮日の出町線道路改  
良工事(9工区)**

○総合評価落札方式に関する評価調書の配置予定技術者の能力の施工実績について、過去9年間というものがあるが、9年を採用している理由は何か。

○過去5年間の主任技術者の施工実績が、各社空欄であるが、無ければ点数が付かないのか。

○予定価格の6,010万円というのは公表しているのか。

○価格の低い方から5,100万,5,103万,5,110万となっているのはなぜか。85%であるとは思いますが業者の経験則というか、その辺で競争出来ているということか。

○同種工事の4,400万という価格ほどのような規定で計算されたものか。

○下水工事でないというところが気になった。設計金額でいうと下水工事の方が高いのではないか。

○評価基準は施工計画のところで点数を上げることができ、逆転する機会も十分あるということですね。

案件について説明

●小松市が工事評定で成績を付け始めてから9年ということである。

●配置予定技術者で4,400万以上の規模の道路改良工事の実績が無いということである。実績のある技術者が他の工事に専任されており、経験のない技術者を登録されたのではないかと思う。

●公表している。

●低入札調査基準価格の計算式が公表されている。また、積算基準も公表されており、業者はおおよその価格を算出できるようになっている。したがって、予定価格からある程度類推できるので、このような価格に集中することになると思う。

●これまでは予定価格6,000万の7割程度、としていたが、今年度は5割程度と下げたのですが、複雑な工事であることから全体の7割程度とした。

●小松市発注の実績で、道路改良工事において5,000万円以上という工事はよく発注されていることから、同種工事としての実績として支障がないであろう思い決定した。

●はい。

③ (仮称) 科学交流館展示工事 (第二期)

④ (仮称) 科学交流館展示工事 (第三期)

○この案件を抽出した時は2期と3期の分け方がどこで分かれているのか、というところが一番気になったということと、分けることにより、機会の公平性を広げているのかもしれないとも思ったが、決まっていなかったということか。

○総合評価の時に、同じ業者にも関わらず、2期と3期で点数が違ってくるのはなぜか。

○例えば、道路工事で同じような現場で同時に4件程入札が行われると、同時には取れず、高い方から順番に開いていると思うが、それとこの話とはどう違うのか。別の業者なら仕方ないのかと思うが。

○総合評価にする基準というのは、金額で決まっているのか。

○これが、17点満点であるのに1、5点と低い点だった。県外業者のため仕方がないということか。このようなことがきっかけで要領等を変更したのか。

○2期が決定した時点で、決定した金額がわかるのか。

○初めから随意契約で現場を知っていて、途中から競争になっても明らかに有利である。

○実績や提案など関係無く、3期工事は設置するだけの工事ではないか。

案件について説明

●3Dシアターは別として、一括して展示工事を発注したかったが、すべての展示内容が決定していない状態だったので、先に決定した部分を分離して発注する方法をとったことから、2期と3期で分けることになった。

●2期と3期で配置する技術者が違い、また、監理技術者が兼ねられないという基準があるためである。

●同一日に入札が行われるか、そうでないか、それだけでの違いである。同一日であれば、一緒に出すことが出来る。競争性というのを、常に意識して設計するというのが、担当者にも浸透してきており、この場合はやむを得ないと思っている。

●当時は、3,000万以上だと、実績型か提案型しかなく、難易度的に提案型で実施した。

●はい。その後見直しを行った。

●はい。公表している。

●本来なら設計・施工をあわせた全体で競争させるというのが望ましい。

●市の考え方では、実績とする。金額から見ても、一つ一つの工事が精度の高い工事のため、それなりの技術を持たなければ施工できない。

○コスト面で、もしかしたら少しでも安くということとは逆方向だったかもしれない。本来なら設計・施工を一括でプロポーザルにより決定することが正しい。  
全体としては納得できるが、一つ一つを鑑みると、納得できるものとなっていない。

**⑤小松市中央ポンプ場雨水貯留施設新設工事（機械設備）**

○地域要件が無く、県内外の条件も無い。  
51業者のうち、日本上下水道事業団の参加申請許可をもっているのは、県内で1社だけのようだが、このような工事だと県外業者はあまり参加して来ないのか。

○新規の工事で無く、改造の工事でも、別のメーカーが入る余地はあるのか。

○96.24%で落札率が高く、他社が敬遠したのか、という印象を持たれる方もいると思うが、この辺りに何か議論の余地はあるのか。他の業者も対等に、というのは現実的には厳しいのかもしれないが、日立系の会社が有利というのはあるのか。

○入札者が1者しかいないということは、入札時に分かっているのか。

○何者入札しているのかわかるのか。

○上下水道事業団の登録業者を一般競争の条件とした理由は何か。

案件について説明

●現在、県内では日立系は1社のみである。新規であればたくさん参加してくる。  
今回は改造工事ということで、指名する業者も特定できる状態でなく、また、明確な随契理由もないことから条件付き一般競争入札とした。

●あると思っている。制作ものであるため、それに合わせて製作することは可能であると考えている。

●僅かでもそれはあると思う。他の電気と連動している場合も有るし、メインのポンプとの相性も有るかもしれない。技術的なことはわからないが、総合的な運転に不具合が出る可能性がある。

●入札時には分からない。

●わからない。

●上下水道事業団自身が、地方共同法人ということで、日本全国の下水道におけるインフラ整備を行政機関に対して支援するために設立されており、非常に権威ある団体ということである。また、地方公共団体の代行機関でもある。下水道のインフラに関して権威ある団体であるため、そこに登録されている業者については、信

<p>○このような条件をつける理由は、信頼性の高い業者を入札に参加させるためなのか。</p> <p>○登録申請する際の手書、要件があると思うが、今回の工事の場合、漠然とした信頼性と言うが、実際にこの登録が有ると無いのとで、施工する時に何が違うのか。</p> <p>○ここに登録申請している業者で問題のある業者はいないのか。</p> <p>○この条件を外すと入札参加資格業者が増えることになる。工事経験のない業者も入札に参加できることになるとうけない状況となる。下水道事業団に申請登録していると、ある程度の工事経験があることの保証にもなるということか。</p> <p>○この事業団への登録業者はこれだけの条件を満たして登録されている、と根拠をもって説明し、そのためこの事業団への登録を条件として選んでおり、登録がないと判断できないという様に、そこまで調べた中での回答をいただかないと、何か安心だからということだけで判断するというのはどうかと思う。この団体に入るときの参加条件ぐらい知っていた方が良くないではないか。</p>	<p>信頼性が高いと判断している。</p> <p>●はい。そこで信頼されている業者については、信頼性の高い業者であるということから、業者は下水道事業団へ登録を申請する。</p> <p>●実際の施工時において違いはないが、全国の業者を対象にした条件付き一般競争を実施することから、不適格な業者の参加を防ぐため、参加条件としている。</p> <p>●はい。下水道事業団に入っている。</p> <p>●はい。エレベーターの専門業者が入札に参加することができても困る。他には、別の自治体の工事実績を条件とすることも一つであるが、下水道工事については、この事業団に申請登録している業者を信頼しているということである。</p> <p>●一般的な協会であれば信頼性は無いが、地方公共法人ということで、特別な法人格を認められている団体なので、一般的な信頼性があると思っていたが、確認したい。</p>
--	---

## 随意契約

### ⑥八幡地区学習等供用施設空調復旧及び改修工事（建築）

○最終的には2回入札をして、1者しかいなかったのので1者と随意契約したということであるが、なぜ1者しか入札しなかったかということを経後に調べたとあったが、それはどういうことか。

○担当課は、設計は正しいと言ったが、業者から見ると価格に問題があったということであるが、それは随意契約を結んだ後の業者に確認したのか。それを事前に知る機会というのは無いのか。

○価格が十分なものでなければ、落札して頑張りますと言われても、無理な工事になりかねない。そのままにしておいて良いのか、という問題はあります。

○1回目に入札し、2回目も入札したが、最終的には取止めになった。その後入札者が100%で随意契約したということで、価格という面から取ると、せつかく予定価格より低く入札で競争したにも関わらず、結局、落札率が100%になるという結果となったが、その価格の適正さというものはあるのか。

○それとの関係で、なぜ入札心得の第5条第2項でこのような規定を設けたのか、ということである。もう競争性が無くなり、これ以上入札しても仕方がないから取止める、ということならわかるのだが、仮に、他の入札者に圧力をかけて、入札させずに自分だけ入札した、ということが行われた時に、この条文通りに取止め、最終的に随

## 案件について説明

●2回目の段階で、設計を直さなくて良いのか、と担当課に聞いた時には、設計は適切だという回答であったため、指名業者を変えたということである。設計書を直して、指名業者をそのままにするか、設計書を直さず、指名業者を変えるかのどちらかにより2回目の入札を行うことになる。

●全く1者も残っていない状態での不調であれば、その段階で調査することとなり、設計金額の問題が注目されると思うが、1者でも入札していると金額には問題は無かったということになる。

●平成25年度については、その辺りの経緯や見積りの考え方などを改善するようにしている段階である。業者からのそういった意見が少なくなるようにしたい。

●そこは指摘されてもどうしても説明できない。

●参考文献を見ると、心得を変更しなければならないとも思っている。どのように変更するかは、検討しなければならない。1回目は第5条第2項を適用させるが、2回目の対応をどうするかということである。1回目の入札では我々に不備があったかもしれないが、2回目の入札では1者であってもそのまま札を開け、落札者として決定しても良いのではないかと思う。

意契約になったのでは、ものすごく不合理な結果になる。

○この規定が良い方向には働かない。そもそも心得というのは、単なる心得であって、入札した結果、1者しかいないからと取止めというのはどうかと思う。また、それほど強制力を持つ規定ではないと思われる。

○それは発注者側の判断であって、適正さ、公平さが確保されれば、別に問題ないと思う。入札心得第5条第2項は適正さが確保されていない恐れがある場合に、問題があるのではないかと思う。他の人が全部辞退したから、自分も辞退すること自体も競争の一種なので、それはそれで間違っていない。

○今までは事前公表により指名業者が分かり、辞退するように、圧力をかけられる可能性もあったが、入札制度改正により今は事後公表になったことから他社に圧力をかけることもなくなるのか。

○この小松市入札心得はいつからあるのか。

○入札心得第5条第2項は、一般競争入札には適用しないということであるが、一般競争入札と指名競争入札との考え方の違いはどうなっているのか。

○指名競争入札も事後公表であれば、同じものと考えられないか。

●入札については、公告文にも入札心得を熟読の上、とはっきり謳ってある。その案件については入札心得の通りに行わないといけないため、そういう意味では拘束力がある。あくまで適正な指名を行うことが大前提であるが、1回目でそのまま落札というのも、どうかと思う。

●発注者に不備がある可能性も考えなくてはならない。

●指名業者は事後公表とするが、指名の基準を具体的に公表している。

●県に準じた当初からあるかと思う。改正はされているがかなり古い。

●一般競争入札については、誰が入札するか分からないため、競争性は確保されている。参加しない時点で、競争に敗れたということで、一般競争入札の結果、1者しかいなかった場合、それ以上手立てがないことから、入札は成立させる考え方をとることになる。

●恣意的でないにしろ、指名している行為があるので、発注側に何か不都合があったのではないかと考えることも必要である。



○今回は2回の入札を中止し、随意契約としたが、これは悪い前例になったのではないか。このようなケースは後々も起こるかもしれないため、変える方向で検討すれば良いと思う。金額を変えるケース、変えないケースを考え、その後の対応を2通り準備しておき、今回のような2回繰り返すことはしないようにするべきではないか。

○金額を変えないなら、2回目の入札で1者でも良いのでは。

○先ほどから問題となっている入札心得第5条第2項で、取止めた後、設計金額について検討するということが、一般競争にするというのは考えられないか。

○駄目なものは間口を広げても駄目だということか。そうであれば指名競争でも同じではないか。一般競争の方が範囲も広い。範囲を広げて駄目だった場合に、その設計金額が厳しいということになるのではないか。そういう選択肢があって、しなかったというのは何か理由があるのか。

○入札を取止めにした後、一般競争にするのか、指名競争にするのか、もう少し先を考えた心得にする必要があると思う。この第5条第2項を無くすのか、このまま維持するのか、ということが1つ。維持する場合でも、残った1者のみで随意契約となるのは道筋としてはおかしい。

○2回目には一般競争入札という方法も含めて考慮するという事も見直していくべき。

○本件については、現在のルールの中で行っているため問題はないかと思う。

●2回目の入札で落札者を決定させるということか。

●はい。

●一般競争にもできるが、一般競争にするには金額が小さいということ、また、地域を考えずAランクで指名しているため、このランク業者で無理ならば、どの業者もできないことが予想される。

●一般競争入札は発注予定金額1,000万円以上としている。

○今回の案件についてはこれで良いが、入札心得については現実にそぐわないため、検討が必要である。

○原因がどちらにあるのかということも重要である。

○一般競争入札について、ルール通りだとしても、市民から競争原理が働いていないのではないかと聞かれた時に対応できるようにしておかなければならない。

○極力調査すること。それが明確さ、透明性につながる。

○事務局の方であらゆるケース考えていただいて、一度たたき台となる資料を作ってもらいたい。

○今回の委員会の中で、その他の件について意見はない。

●指名業者を事後公表にした時点で、1回目で文献どおり、落札しても良いのかもしれない。

●検討し次回の委員会で報告する。

--	--